

財政用語の説明

会計の区分

・一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。特別会計で計上される経費以外の全ての経費が計上されます。

・特別会計

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。

本県の特別会計(平成18年度)は、次の11会計です。

母子寡婦福祉資金特別会計、農業改良資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、 下関漁港卸売市場特別会計()、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資 金特別会計、当せん金付証券発売事業特別会計()、収入証紙特別会計、土地取得事 業特別会計、流域下水道事業特別会計()、公債管理特別会計

(注) 印は、国の地方財政統計上、公営事業会計に区分するもの(後述)。

・企業会計

地方公営企業法の全部又は一部を適用し、独立採算を原則として事業を行う公営企業の会計です。

本県の企業会計(平成18年度)は、次の4会計です。

電気事業会計、工業用水道事業会計、総合医療センター事業会計、こころの医療セン ター事業会計

以上のほか、国の地方財政統計上用いられる会計区分として、普通会計と公営事業会計があります。

・普通会計

一般会計及び上記の特別会計のうち 印以外によって構成される会計です。

地方公共団体の会計には、一般会計のほかに多くの特別会計がありますが、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な掌握や比較を行うため、国の地方財政統計上便宜的に用いられています。

なお、普通会計の算出に当たっては、会計間の繰入れや繰出しの控除や、地方消費税の計上については清算後の数値とするなど統計上のルールに従って調整を行うため、各会計を単純に合算したものと合計額は一致しません。

・公営事業会計

上記の特別会計のうち 印の会計及び企業会計の総称です。

決算関係

それぞれ次のとおり算出します。

・形式収支

= 歳入決算総額 - 歳出決算総額

・実質収支

= 歳入決算総額 - 歳出決算総額 - 翌年度への繰越財源

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいます。

・純損益

= 総収益(営業収益 + 営業外収益 + 特別利益)

- 総費用(営業費用 + 営業外費用 + 特別損失)

企業会計決算では、純損益がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいます。

・不良債務

= 流動負債 - (流動資産 - 翌年度繰り越される支出の財源充当額) > 0

不良債務の発生は、資金不足が生じているということです。

・累積欠損金

各事業年度の営業活動によって生じた欠損金が累積されたものです。

財政指標

・財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数です。

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値で表します。

基準財政収入額とは、普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定します。

基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の算式により算定します。

・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものの占める割合で表します。

・実質公債費比率

公債費に係る財政負担の実態を示す指標です。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の3か年平均値で表します。

・実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合です。

・標準財政規模

地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税等）の標準規模を示すものです。